



2021年5月27日放送

地域連携薬局と専門医療機関連携薬局について

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

国民のニーズに応える優れた医薬品、医療機器等をより安全・迅速・効率的に提供するとともに、住み慣れた地域で患者が安心して医薬品を使うことができる環境を整備するため、薬機法等の改正が行われ、令和元年12月4日に公布されました。

今回の法改正により、患者が自身に適した薬局を選択できるように、地域の医療機関や薬局等との連携体制や業務内容などについて一定の基準を満たす薬局として、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局を都道府県知事が認定し、名称を表示できる制度が設けられました。地域連携薬局、専門医療機関連携薬局については、令和3年8月1日から施行されます。本日は、これら認定薬局の位置づけを中心にお話ししたいと思います。認定薬局の基準は、令和3年1月22日付で厚生省からその施行通知、Q&Aで説明されています。認定薬局の位置づけを理解した上で、詳しい内容は施行通知等をお読みいただければと思います。

認定薬局の位置づけ

改正薬機法では、薬局の定義が改正されました。薬機法第2条では、薬局とは、「調剤の業務を行う場所」に加えて、「薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所」が追加され、「その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む」とされました。この改正により、すべての医薬品を扱うという本来の薬局の姿が法律において改めて規定されました。

つまり「薬局」は、医療用医薬品の調剤のみならず、要指導医薬品や一般用医薬品を取り扱うことが明確にされました。

厚労省が策定した「患者のための薬局ビジョン」においては、薬局の機能として、かかりつけ薬剤師・薬局としての機能、健康サポート機能、高度薬学管理機能が記載されています。

が、これは、本来すべての薬局が持つべき機能と考えています。

そのためにも、認定薬局を目指すにあたっては、まずは薬局の基本的な機能である、全ての医薬品の提供、及び、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24 時間対応・在宅対応、医療機関等との連携などかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持ちあわせている必要があります。

今回の改正薬機法は、すべての薬局が「患者のための薬局ビジョン」で示されている薬局のあるべき姿により近づき、国民にその役割と機能を示すことを求めた法改正と言えます。

地域連携薬局の考え方

現在、少子高齢化・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構成の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいを、地域とともに創っていくことができる社会

「地域共生社会」をめざしています。そのため、医療、介護・生活支援などの体制整備は、地域毎の特性を踏まえて進められることが適切であることから、地域包括ケアシステム単位でその整備が進められています。地域包括ケアシステムでは、地域の住民を中心において、医療・介護・生活支援などの関係者が、地域住民に対して、一体的にサービスを提供することを目指しています。そのため、地域包括ケアシステムの中での薬局は、他の医療、介護などの関係者と連携して、地域住民に対応することが求められています。

地域連携薬局は、地域包括ケアシステムをしっかりと支えていく薬局の整備を図るため、「医療・介護等の関係者との連携」がキーワードになっています。

地域連携薬局は、地域に密着し、様々な医療機関の処方箋を応需し、地域包括ケアシステムの中で、医療提供施設や介護施設、他の薬局と連携して地域医療を支え、服用薬の一元的・継続的管理・指導を提供していくことが求められることになります。

健康サポート薬局との関係で言えば、地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援するための取組を行う健康サポート機能は、薬局のあるべき姿として求められるものになります。

そのため、現行の健康サポート薬局は引き続き推進することとしています。

そのように考えると、地域包括ケアシステムの一翼を担う薬局が、健康サポート薬局の届出とともに、地域連携薬局の認定を取得することは、地域においてその役割を十分に発揮する上で重要だと考えています。

地域連携薬局の認定基準について

地域連携薬局は、外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医

療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局であることが求められるものです。

このため、地域連携薬局がその役割を果たすためには、地域において、他の医療提供施設に勤務する医師をはじめとした医療関係者との連携体制を構築した上で、様々な療養の場に移行する利用者の服薬情報等の情報共有を行いながら、利用者に対し質の高い薬学的管理を行う必要があります。そのため、在宅医療に必要な対応ができる体制が求められています。

患者が安心して相談できるようにプライバシーに配慮した構造設備や地域において、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、他の薬局の業務を支えるような取組も期待されるものとなります。

このような考え方のもと、地域連携薬局の認定にあたり必要な基準が、薬機法第6条の2第1項及び薬機法施行規則第10条の2で定められています。

なお、地域連携薬局は、医療提供施設のほか、利用者に関わる介護関係施設等とも連携を取りながら業務を行うことが求められています。

専門医療機関連携薬局の考え方

専門医療機関連携薬局とは、入院のみならず外来や在宅医療の場においても、がん等の専門的な薬学管理が必要な患者が増大してきている状況に鑑み、専門医療機関などと密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、特殊な調剤に対応できる薬局の機能を明示できるよう改正薬機法で位置づけたものです。

専門医療機関連携薬局は、傷病の区分ごとに認定することとしており、今回は傷病の区分として「がん」を規定しました。

専門医療機関連携薬局がその役割を果たすためには、より高度な薬学管理の実施はもちろん、他の薬局に対しても、医薬品の提供、医薬品に係る専門性の高い情報発信や高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が地域の他の薬局で対応可能となるよう支えるなどの取組も期待されています。

そのため、専門医療機関連携薬局を目指す方々には、「地域との共生、地域の薬局を支える」という地域の医薬品提供体制を整備する一翼を担うという意識を持っていただきたいと考えています。

このような考え方のもと、専門医療機関連携薬局の認定における傷病の区分及び必要な基準が、薬機法第6条の3第1項及び薬機法施行規則第10条の3で定められています。

おわりに

今回紹介した改正薬機法に基づく地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の考え方は以上説明した通りです。薬剤師・薬局の皆さまにおかれましては、今回の薬機法改正の趣旨が、

現在の薬局の実態に照らして、そのあるべき姿を目指す上でより実効性のあるものとする
為に、薬局として果たすべき役割を法的に明確にしたものである点をまずご理解いただき
たいと思います。

したがって、その求められる「薬局の姿」が、地域住民から明確に認識できる環境が実現
できたその先に、地域連携薬局・専門医療機関連携薬局が存在すると言う事に外なりません。

法改正に伴う付帯決議においては、「これまで進めてきた医薬分業の成果と課題を踏まえ、
患者の多くが医薬分業のメリットを実感できるような取組を進めること」とあります。

個々の認定要件や各認定薬局の位置づけなどをよくご理解されることは必要なこと
ですが、そうした目先の事柄に捉われず、また要件に浮足立つことなく、まずは改正薬機法の求
める「薬局としての機能」を確実に充足させるよう傾注し、今後の薬局のあるべき姿に向け
て取り組みを進めることが、真に望まれる地域連携薬局・専門機関連携薬局を目指す姿勢で
はないかと思えます。